

○和光市まちづくり条例施行規則

平成19年3月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(近隣住民等)

第2条 条例第2条第1項第4号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する距離の範囲内に土地又は建築物を所有する者又は占有する者（賃貸による駐車場等を占有する者を除く。）とする。

(1) 開発行為等を行う区域の境界線からの水平距離が20メートル

(2) 中高層建築物の敷地の境界線からの水平距離が当該中高層建築物の高さに2を乗じて得た距離

(3) 第一種特定工作物の敷地の境界線からの水平距離が100メートル

(4) 産業廃棄物処理施設の設置に伴う開発行為等を行う区域の境界線からの水平距離が200メートル

2 前項の規定にかかわらず、複数の既存建築物が存するおおむね1ヘクタールを超える敷地における開発行為等の場合の条例第2条第1項第4号の規則で定めるものは、当該開発行為等により日影、電波障害等直接影響を受ける者とする。

(地区まちづくり協議会の認定の申請等)

第3条 条例第7条第2項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 団体の規約又はこれに類するもの

(2) 団体の代表者、役員及び構成員の名簿

(3) 地区の区域を示す図面

(4) 地区住民等のおおむね3分の1以上が構成員であることを証する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第7条第3項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第7条第4項の規定による届出は、地区まちづくり協議会解散届出書（様式第3

号)により行わなければならない。

4 条例第7条第7項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(軽易な都市計画の決定又は変更)

第4条 条例第12条第3項の規則で定める軽易な都市計画の決定又は変更は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画の名称の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、当該都市計画に係る区域及びその周辺の区域に及ぼす影響が特に軽易なものとして市長が認めるもの

(開発行為等計画書)

第5条 条例第17条の開発行為等計画書の様式は、様式第5号のとおりとし、同条の規定による提出に当たっては、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(標識等)

第6条 条例第18条第1項の標識の様式は、開発行為等計画標識(様式第6号)のとおりとする。

2 条例第18条第2項の規定による届出は、開発行為等計画標識設置届出書(様式第7号)により行わなければならない。

(説明会)

第6条の2 条例第19条第1項の説明会は、市内で開催することとし、当該説明会を開催する日の10日前までに次に掲げる事項を書面により近隣住民等に対して通知するものとする。

(1) 説明会の開催日時及び場所

(2) 開発行為等の場所、面積及び区画数

(3) 予定建築物の用途及び高さ

(4) 造成及び建築工事並びに公共施設の概要

2 前項の説明会で説明する内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第2号から第4号までに掲げる事項

(2) 擁壁の高さ及び設置場所(擁壁を設置する場合に限る。)

(3) 日影及び電波障害の影響(中高層建築物の建築を行う場合に限る。)

(4) 条例第20条第2項に規定する閲覧の手続

(5) 条例第21条に規定する意見書の手続

(6) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等が近隣住民等に及ぼす影響

(報告書)

第7条 条例第19条第3項及び第25条第4項の報告書の様式は、近隣住民等説明結果報告書(様式第8号)のとおりとする。

(開発行為等事前協議書及び小規模開発行為等協議書)

第8条 条例第20条第1項の開発行為等事前協議書及び条例第48条の3第1項の小規模開発行為等協議書の様式は、様式第9号のとおりとし、条例第20条第1項又は第48条の3第1項の規定による提出に当たっては、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(指導書)

第9条 条例第22条第1項の指導書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(開発行為等協議書等)

第10条 条例第23条の開発行為等協議書の様式は、様式第11号のとおりとし、同条の規定による提出に当たっては、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

2 条例第23条の指導書に対する見解書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(開発行為等及び小規模開発行為等の変更)

第11条 条例第25条第1項及び第48条の5の書面の様式は、開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書(様式第13号)のとおりとし、条例第25条第1項又は第48条の5の規定による提出に当たっては、別表第3に掲げる図書のうち開発行為等又は小規模開発行為等の変更によりその内容が変更されるものを添付しなければならない。

2 市長は、開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書の提出があったときは、その内容を審査し、承認する旨の決定をしたときは開発行為等(小規模開発行為等)変更承認通知書(様式第14号)を、承認しない旨の決定をしたときは開発行為等(小規模開発行為等)変更不承認通知書(様式第15号)を当該開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書の提出をした者に通知するものとする。

(工事着手の届出)

第12条 条例第27条(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、開発行為等(小規模開発行為等)工事着手届出書(様式第16号)により行わなければならない。

(工事完了検査)

- 第13条 条例第29条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、開発行為等(小規模開発行為等)工事完了届出書(様式第17号)により行わなければならない。
- 2 条例第29条第2項(同条第4項及び第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の開発行為等検査済証及び同条の小規模開発行為等検査済証の様式は、様式第18号のとおりとする。
- 3 条例第29条第2項(同条第4項及び第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の書面の様式は、開発行為等(小規模開発行為等)工事完了検査結果是正通知書(様式第19号)のとおりとする。
- 4 条例第29条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、開発行為等(小規模開発行為等)是正工事完了届出書(様式第20号)により行わなければならない。

(開発行為等及び小規模開発行為等の廃止の届出)

- 第14条 条例第31条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、開発行為等(小規模開発行為等)廃止届出書(様式第21号)により行わなければならない。

(地位の承継)

- 第15条 条例第32条第2項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出は、開発行為等(小規模開発行為等)地位承継届出書(様式第22号)により行わなければならない。
- 2 条例第32条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の承認を受けようとする者は、開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認申請書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認する旨の決定をしたときは開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認通知書(様式第24号)を、承認しない旨の決定をしたときは開発行為等(小規模開発行為等)地位承継不承認通知書(様式第25号)を当該開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認申請書の提出をした者に通知するものとする。

(公園等)

第16条 条例第34条第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路に接する場所に入出口（公園にあっては、管理用車両が公園に侵入できるものを1以上）を配置すること。
- (2) 面積が1,000平方メートル以上の公園にあっては、2以上の入出口を配置すること。
- (3) 緑地、広場又は面積が1,000平方メートル未満の公園にあっては、2以上の入出口を配置するよう努めること。
- (4) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板及び可動式の車止めを設置すること。
- (5) 公園にあっては、外灯及び休養施設又は安全領域が確保された遊戯施設を設置すること。
- (6) 公園にあっては、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配とすること。
- (7) 安全上必要な場合は、さく等の設置その他の必要な措置を講じること。
- (8) 高齢者、身体障害者、幼児等に配慮した構造とするよう努めること。
- (9) 防犯に配慮した構造とするよう努めること。
- (10) 公園にあっては、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設置すること。
- (11) 緑地又は広場にあっては、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設置するよう努めること。

2 前項各号に掲げるもののほか、公園にあっては、市長が別に定める基準に従い、設置するものとする。

（雨水流出抑制対策）

第17条 条例第37条及び第48条の9の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該基準と同等以上の効果があると市長が認める施設を設置するときは、この限りでない。

- (1) 雨水を地中に浸透させる施設にあっては、次に掲げる基準によること。
 - ア 浸透トレンチを設置すること。
 - イ 浸透トレンチの計画水深は、1メートル又は1.3メートルとすること。
 - ウ 浸透トレンチの長さは、次の表に定めるところによること。

算定方法	$L \geq (A' - a) \div w$ $A' = S \times 334$ (A < 1の場合であってH = 1のとき) $A' = S \times 257$ (A < 1の場合であってH = 1.3のとき)
------	--

	$A' = S \times 634$ ($A \geq 1$ の場合であって $H = 1$ のとき) $A' = S \times 488$ ($A \geq 1$ の場合であって $H = 1.3$ のとき) この式において、 L 、 A' 、 a 、 w 、 S 、 A 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 浸透トレンチの長さ (単位 メートル) A' 必要な浸透面積 (単位 平方メートル) a 浸透ますの底面積 (単位 平方メートル) w 浸透トレンチの幅 (単位 メートル) S 建築物等の敷地の面積 (単位 ヘクタール) A 開発行為等を行う区域の面積 (単位 ヘクタール) H 浸透トレンチの計画水深 (単位 メートル)
--	---

(2) 雨水を一時的に貯留させる施設にあつては、次に掲げる基準によること。

ア 雨水を一時的に貯留させる施設の容量は、次の表に定めるところによること。

算定方法	$V \geq S \times 500$ ($A < 1$ の場合) $V \geq S \times 950$ ($A \geq 1$ の場合) この式において、 V 、 S 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 雨水を一時的に貯留させる施設の容量 (単位 立方メートル) S 建築物等の敷地の面積 (単位 ヘクタール) A 開発行為等を行う区域の面積 (単位 ヘクタール)
------	--

イ オフィスを設置すること。

ウ オフィスの断面積は、次の表に定めるところによること。

算定方法	$a \leq q \times S \div (C \times \sqrt{2 \times g \times h})$ $q = 0.025$ $C = 0.7$ $g = 9.8$ この式において、 a 、 q 、 S 、 C 、 g 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。 a オフィスの断面積 (単位 平方メートル) q 許容放流量 (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール) S 建築物等の敷地の面積 (単位 ヘクタール)
------	--

	C 放流口の流量係数
	g 重力加速度（単位 メートル毎秒毎秒）
	h 計画水位からオリフィスの中心までの水深（単位 メートル）

(3) 雨水を地中に浸透させる施設及び雨水を一時的に貯留させる施設の両方を設置する場合にあっては、開発行為等を行う区域の面積のうち当該施設が雨水流出抑制対策の対象とする区域の面積（以下「対象区域面積」という。）を開発行為等を行う区域の面積とみなし、前2号に定める基準により算定した基準によること。この場合において、開発行為等を行う区域の面積が1ヘクタール以上のときは、対象区域面積が1ヘクタール未満の場合においても1ヘクタール以上の場合の基準により算定すること。

(境界)

第18条 条例第37条の2第2項及び第48条の10第2項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) コンクリート若しくはこれに類するもので造った境界杭又は金属で造った境界標識を使用し、容易に動かないよう強固に固定すること。
- (2) 境界杭又は境界標識は通行等の妨げとならない場所に設置すること。

(ごみ集積所)

第19条 条例第38条及び第48条の11の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみの集積所の設置面積（有効面積をいう。）は、戸数が2以上4以下の場合にあっては1平方メートル以上、戸数が5以上10以下の場合にあっては2平方メートル以上、戸数が11以上の場合にあっては0.2平方メートルに当該戸数を乗じて得た面積以上とすること。
- (2) 原則として、ごみの収集車の通行に支障のない道路に接する場所又はごみの収集作業に支障のない場所に設置すること。
- (3) ごみの集積所の構造等は、次のとおりとすること。
 - ア 廃棄物等の地中への浸透を防ぎ、かつ、容易に清掃が行えるようコンクリート等による床面とすること。
 - イ 戸数が30以上の場合（一戸建ての住宅を除く。）にあっては、周囲を壁等で囲い、並びに屋根及び扉を設けること。この場合における扉については、引き戸とし、

その開口の有効幅は1メートル以上、かつ、高さは1.8メートル以上とすること。

ウ 戸数が5以上30未満の場合（一戸建ての住宅を除く。）にあつては、イに規定する構造又は道路に接する面を除く周囲を高さ1メートル以上のブロック等で囲い、かつ、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。

エ 戸数が2以上4以下の場合にあつては、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。

オ 一戸建ての住宅の戸数が5以上の場合にあつては、イに規定する構造又は道路に接する面を除く周囲を高さ1メートル以上のブロック等で囲い、かつ、動物等によるごみの散乱を防止するためのネット等を設置すること。この場合において、戸数が21以上の場合にあつては、原則として戸数を20で除した数（1未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げた数）のごみ集積所を設けること。

（駐車場）

第20条 条例第39条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 駐車場の設置台数は、次の表の左欄に掲げる予定建築物等の用途の区分に応じ、同表中欄に掲げる自動車の駐車場の設置台数並びに同表右欄に掲げる自動二輪車（原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）及び自転車の駐車場の設置台数とすること。

予定建築物等の用途	自動車の駐車場の設置台数	自動二輪車及び自転車の駐車場の設置台数
集合住宅（一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満のものを除く。）	戸数に0.5を乗じて得た台数（開発行為等を行う区域の面積が500平方メートル未満の場合にあつては、戸数に0.2を乗じて得た台数）以上	戸数と同数の台数以上（うち自動二輪車の駐車場は、当該住宅の戸数に0.1を乗じて得た台数以上）
一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満の集合住宅		戸数と同数の台数以上（うち自動二輪車の駐車場は、当該住宅の戸数に0.1を乗じて得た台数以上）
工場・作業場・倉庫（延床面積が5,	1台に延床面積が300平方メートルを超える部分200平方	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分50平方メートルまで

000平方メートルを超えるものを除く。)	メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	ごとに1台を加えて得た台数以上
延床面積が5,000平方メートルを超える工場・作業場・倉庫	1台に延床面積が300平方メートルを超える部分300平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	100台に開発行為等を行う者が利用者数、従業員数等による自動二輪車及び自転車の利用台数等を想定して作成する利用計画書に基づき市長が定めた台数を加えて得た台数以上
病院・診療所	1台に延床面積が150平方メートルを超える部分150平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分50平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
旅館・ホテル・料亭	1台に延床面積が100平方メートルを超える部分100平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分50平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
劇場・映画館・演芸場	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分50平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が20平方メートルを超える部分20平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
商品小売業	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分50平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が20平方メートルを超える部分20平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
飲食店・喫茶店	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分30平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が30平方メートルを超える部分30平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
遊技場	1台に延床面積が50平方メートルを超える部分30平方メー	1台に延床面積が20平方メートルを超える部分20平方メートルまで

	トルまでごとに1台を加えて得た台数以上	ごとに1台を加えて得た台数以上
金融機関	1台に延床面積が30平方メートルを超える部分30平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上	1台に延床面積が20平方メートルを超える部分20平方メートルまでごとに1台を加えて得た台数以上
その他の建築物等 (一戸建ての住宅を除く。)	開発行為等を行う者が利用者数、従業員数、荷さばき等による自動車の利用台数等を想定して作成する利用計画書に基づき、市長が定めた台数以上	開発行為等を行う者が利用者数、従業員数等による自動二輪車及び自転車の利用台数等を想定して作成する利用計画書に基づき、市長が定めた台数以上

備考 予定建築物等の用途の区分が2以上にわたる場合における駐車場の設置台数は、当該予定建築物等の用途の区分に応じ算出したそれぞれの駐車場の設置台数を合算して得た台数以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、開発行為等を行う区域が商業地域又は工業専用地域の場合の駐車場の設置台数は、開発行為等を行う者が利用者数、従業員数、荷さばき等による自動車並びに自動二輪車及び自転車の利用台数等を想定して作成する利用計画書に基づき、市長が定めた設置台数とすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、外来者用の自動車の駐車場を、予定建築物等の用途が戸数が30未満の集合住宅（一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この号において同じ。）の場合にあつては1台以上、戸数が30以上の集合住宅の場合にあつては2台以上設置すること。

(4) 予定建築物等の用途が一戸当たりの専用面積が50平方メートル未満の集合住宅の場合にあつては、外来者用の自動車の駐車場を1台以上設置すること。

(5) 自動車の駐車場（車いすを使用している者の用に供するためのものを除く。）は、1台当たりの区画について幅2.3メートル、奥行き5メートルを標準とし、その境界を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動車の駐車場の場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

(6) 自動二輪車及び自転車の駐車場は、自動二輪車の1台当たりの区画については幅1.0メートル、奥行き2.3メートル、自転車の1台当たりの区画については幅

0. 6メートル、奥行き1. 9メートルを標準とし、それぞれの駐車場の区域を明示すること。ただし、機械式駐車装置を用いる自動二輪車及び自転車の駐車場の場合その他市長が認める場合は、この限りでない。

(7) 駐車場の出入口については、視認性その他安全性を確保するため、必要な施設を設置すること。

(8) 駐車場は、原則として開発行為等を行う区域内に設置すること。ただし、開発行為等を行う区域が商業地域で、かつ、予定建築物の1階部分の用途が店舗又は事務所の場合に限り、自動車の駐車場を当該区域の境界線からの水平距離が2キロメートルの範囲内に設置することができる。

(9) ハーモニカ式駐車場（1台当たりの区画と前面道路の間に車路がなく、かつ、当該区画から前面道路へ直接出入りできる形状の駐車場をいう。）を設置する場合は、連続する1台当たりの区画の数の上限は2台とすること。

(湧水の観測)

第21条 条例第41条第2項の観測は、湧出量、導電率及び水温について、原則として次に掲げる時期に同一の場所において行うものとする。

(1) 中高層建築物の建築に係る工事の着手前

(2) 中高層建築物の建築に係る根切り工事により掘削した土地の埋め戻しの終了後10日以内

(3) 中高層建築物の建築に係る工事の完了後10日以内

2 開発行為等を行う者は、前項の規定により観測を行ったときは、速やかに当該観測の結果を市長に報告するものとする。

3 前項の観測の結果は、計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けた者又はそれと同等の能力を有する公的機関によって証明されたものでなければならない。

4 条例第41条第2項ただし書の規定による湧水の観測が困難であると市長が認める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発行為等を行う区域の隣接地内に湧水がある場合で、当該隣接地の権利を有する者が観測等のための立入りに同意しない場合

(2) 開発行為等を行う区域又はその隣接地内に過去に湧水が確認されている場合であって、市長が別に定める期間において湧水を確認できない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、湧水の観測が困難であると市長が認める場合
(緑化)

第22条 条例第42条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緑化する区域(以下「緑化区域」という。)の面積は、次の表の左欄に掲げる用途地域等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとすること。ただし、一戸建ての住宅の用に供することを目的とする開発行為等を行うときその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

用途地域等	緑化区域の面積
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	開発行為等を行う区域の面積(開発行為等を行う区域内に市の所有となる区域がある場合は、当該区域の面積を除いた面積とする。以下この表において同じ。)の10パーセント以上
近隣商業地域及び商業地域	開発行為等を行う区域の面積の2パーセント以上
用途地域の指定のない区域	開発行為等を行う区域の面積の20パーセント以上

備考

- 1 用途地域等の区分が2以上にわたる場合における緑化区域の面積は、当該用途地域等の区分に応じ算出したそれぞれの緑化区域の面積を合算した面積とする。
- 2 消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令により緑化を行うことができない区域がある場合の開発行為等を行う区域の面積は、当該区域の面積から当該緑化を行うことができない区域の面積を除いた面積とすることができる。

(2) 緑化の方法は、原則として地面における樹木の植栽によるものとし、10平方メートル当たり高木(成木時の樹高が3.5メートル以上となる樹木をいう。)を1本以上又は低木(高木以外の樹木をいう。次号において同じ。)を20本以上を標準として植栽すること。

(3) 地面における樹木の植栽が困難な場合における緑化の方法は、地面における芝その他の地被植物の植栽又は建築物の屋上における樹木その他の植物の植栽によるものとし、次に掲げる基準によること。

ア 地面における芝その他の地被植物の植栽にあつては、当該植物で地面が覆われるよう植栽するものとし、当該植物で覆われた部分の面積に0.9を乗じて得た面積

をもって緑化区域の面積とすること。ただし、植栽する場所が駐車場であるときは、当該植物を保護するための資材を使用して植栽するものとし、当該植物で覆われた部分の面積に0.5を乗じて得た面積（その面積が配置すべき緑化区域の面積の2分の1を超える場合は、当該配置すべき緑化区域の面積の2分の1の面積とする。）をもって緑化区域の面積とすること。

イ 建築物の屋上における樹木その他の植物の植栽にあつては、低木、芝その他の地被植物、コケ類又は多肉性植物類を植栽することを標準とし、植栽する面積に0.7を乗じて得た面積をもって緑化区域の面積とすること。

(4) 樹木の選定に当たっては、開発行為等を行う区域の周辺に対する影響等を考慮すること。

(防災備蓄倉庫)

第23条 条例第44条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防災備蓄倉庫の設置面積は、次に掲げる基準によること。

ア 戸数が50以上100以下の場合にあつては、0.04平方メートルに当該戸数から50を減じて得た数を乗じて得た面積に4平方メートルを加算した面積以上とすること。

イ 戸数が100を超える場合にあつては、0.015平方メートルに当該戸数から100を減じて得た数を乗じて得た面積に6平方メートルを加算した面積以上とすること。

(2) 防災備蓄倉庫の天井の高さは、原則として2.1メートル以上とすること。

(3) 利用者の利便性に配慮した場所に設置するものとし、他の施設との共用の施設としないこと。

(集会施設)

第24条 条例第45条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集会施設の床面積は、0.7平方メートルに戸数を乗じて得た面積（その面積が100平方メートルを超える場合は、100平方メートルとする。）以上とすること。

(2) 壁等（移動又は撤去することが容易でないものに限る。）で区画され、かつ、居住者が集会その他のコミュニティの場として利用できる施設とすること。

(3) 他の施設との共用の施設としないこと。

(家族向け住戸の設置)

第24条の2 条例第45条の2の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家族向け住戸の割合は、建築を行う集合住宅の戸数の2分の1以上とすること。
- (2) 家族向け住戸の専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分(ベランダ、バルコニー等の部分を除く。)で算出すること。

(広報掲示板)

第25条 条例第46条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路に面する場所等市民の見やすい場所に設置すること。
- (2) 広報掲示板の形状その他の基準は、市長が別に定めるところによること。

(自動車の転回広場)

第26条 条例第50条第2号イの規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の中心線からの水平距離が2メートルを超える区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- (2) 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

(あっせん)

第27条 条例第53条第2項の書面の様式は、あっせん申出書(様式第26号)のとおりとする。

2 市長は、条例第53条第1項の規定に基づきあっせんの適否の決定をしたときは、あっせん決定通知書(様式第27号)によりあっせんの申出をした者に通知するものとする。この場合において、同項第2号の規定によりあっせんを行う旨の決定をしたときは、当該申出をした紛争当事者以外の紛争当事者にあっせん実施通知書(様式第28号)により通知するものとする。

3 市長は、条例第53条第5項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打ち切通知書(様式第29号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停)

第28条 条例第54条第1項の規定による勧告は、調停移行勧告書(様式第30号)により行うものとする。

2 条例第54条第2項の規定による回答は、調停移行勧告回答書(様式第31号)によ

り行わなければならない。

3 市長は、条例第54条第3項の規定に基づき調停の適否の決定をしたときは、調停決定通知書（様式第32号）により紛争当事者に通知するものとする。

4 条例第54条第5項の規定による勧告は、調停案受諾勧告書（様式第33号）により行うものとする。

5 条例第54条第6項の規定による回答は、調停案受諾勧告回答書（様式第34号）により行わなければならない。

6 条例第54条第10項の規定による通知は、調停打切通知書（様式第35号）により行うものとする。

（工事着手の延期等の要請）

第29条 条例第56条の規定による要請は、工事着手延期等要請書（様式第36号）により行うものとする。

（身分証明書）

第30条 条例第58条第2項の証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第37号）のとおりとする。

（公表の方法）

第31条 条例第61条第1項の規定による公表は、和光市公告式条例（昭和25年条例第61号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市の広報及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（その他）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

（都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正）

2 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成15年規則第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、和光市まちづくり条例の一部を改正する条例（平成20年条例第44号。以下「一部改正条例」という。）による改正前の和光市まちづくり条例第24条第1項の規定による協定を締結した開発行為等については、一部改正条例の施行の日から当該開発行為等について一部改正条例による改正後の和光市まちづくり条例第29条第2項の規定による開発行為等検査済証の交付を受ける日までの間は、この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則第25条の規定は、適用せず、この規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則第25条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成21年規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定による協定を締結した開発行為等については、この規則の施行の日から当該開発行為等について条例第29条第2項の規定による開発行為等検査済証の交付を受ける日までの間は、この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則の規定は適用せず、この規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成24年規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第24条第1項の協定を締結した開発行為等については、この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則の規定は、施行日以後に和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第24条第1項の協定（以下「協定」という。）を締結した開発行為等について適用し、施行日前に協定を締結した開発行為等については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則の規定は、施行日以後に和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第24条第1項の協定（以下「協定」という。）を締結した開発行為等について適用し、施行日前に協定を締結した開発行為等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第68号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年規則第112号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和光市まちづくり条例施行規則の規定は、施行日以後に和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第24条第1項の協定（以下「協定」という。）を締結した開発行為等について適用し、施行日前に協定を締結した開発行為等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年規則第37号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の和光市まちづくり条例施行規則第30条の身分証明書は、改正後の和光市まちづくり条例施行規則第30条の立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書とみなす。

5 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則及びこの規則による改正前の和光市まちづくり条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和8年規則第1号）

この規則は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1（第5条関係）

開発行為等計画書添付図書

項	添付図書	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	2,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界	
2	土地利用計画図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 公共施設の位置及び形状 (5) 消防水利施設 (6) 汚水排水施設 (7) 雨水の浸透施設又は貯留施設 (8) ごみの集積所 (9) 駐車場 (10) 交通安全施設 (11) 緑化区域 (12) 広報掲示板の位置及び形状 (13) 建築物等の敷地の形状 (14) 建築物等の配置及び用途 (15) 管理人室の位置	

3	建築物の各階平面図	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 各室の用途 (4) 寸法 (5) 専用面積 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中高層建築物の建築を行う場合に添付すること。 (2) 専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く）で算出すること。
4	建築物の立面図	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 軒の高さ (3) 建築物の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中高層建築物の建築を行う場合に添付すること。 (2) 2面以上明示すること。
5	近隣住民等の範囲図	2,000分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 近隣住民等の範囲及び開発行為等を行う区域内の中高層建築物の敷地境界線 (5) 中高層建築物の敷地内における建築物の配置 (6) 中高層建築物の各部分の平均地盤面からの高さ (7) 中高層建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に建築基準法（昭和25年法 	

			律第201号) 第56条の2第1項の水 平面に生じさせる日影の形状	
6	その他市 長が必要 と認める 図書			

注意

- 1 上記図書のうち、他の図書と併記して用いることができるものは、他の図書と併用することができる。
- 2 図面の大きさは、A3を標準とし、これによりがたい場合はA列サイズから選択する。
- 3 図面の正位は、図面は長辺を横方向に置いた位置を正位とする。ただし、高さの大きい構造物等を示す場合には正位を変えることができる。
- 4 図面の尺度は、別表第1に示すものを標準とし、これによりがたい場合は、1:Aにおいて、Aは 1×10^n 、 2×10^n 、 5×10^n を優先し、 1.5×10^n 、 2.5×10^n 、 3×10^n 、 4×10^n 、 6×10^n (nは整数)を次善とする。

別表第2 (第8条関係)

開発行為等事前 (小規模開発行為等) 協議書添付図書

項	添付図書	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	2,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界	
2	現況図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形 (4) 開発行為等を行う区域の境界 (5) 開発行為等を行う区域内及び開発行為等を行う区域の周辺の公共施設 (6) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (7) 和光市緑の保護および緑化推進に	

			<p>関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項第2号アからウまでに規定する要件のいずれかに該当する樹木</p> <p>(8) 湧水の位置</p> <p>(9) 既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状</p>	
3	求積図	200分の1以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p> <p>(3) 開発行為等を行う区域の面積</p> <p>(4) 道路の面積</p> <p>(5) 公園、緑地又は広場の面積</p> <p>(6) 建築物等の敷地の面積</p>	
4	土地利用計画図	200分の1以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p> <p>(3) 開発行為等を行う区域の境界</p> <p>(4) 公共施設の位置及び形状</p> <p>(5) 消防水利施設</p> <p>(6) 汚水排水施設</p> <p>(7) 雨水の浸透施設又は貯留施設</p> <p>(8) ごみの集積所</p> <p>(9) 駐車場</p> <p>(10) 交通安全施設</p> <p>(11) 緑化区域</p> <p>(12) 広報掲示板の位置及び形状</p> <p>(13) 建築物等の敷地の形状</p> <p>(14) 建築物等の配置及び用途</p> <p>(15) 管理人室の位置</p>	
5	造成計画 平面図	200分の1以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) がけ又は擁壁の位置 (6) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (7) ベンチマークの位置及び高さ (8) 計画地盤高 (9) 断面の位置及び符号 	
6	造成計画 断面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以 上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) のり面勾配 (4) 擁壁等の工作物 	
7	建築物の 各階平面 図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 各室の用途 (4) 寸法 (5) 専用面積 	専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く）で算出すること。
8	建築物の 立面図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 軒の高さ (3) 建築物の高さ 	2面以上明示すること。
9	建築物の 断面図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 軒の高さ (3) 建築物の高さ 	2面以上明示すること。
10	特定工作 物又は産 業廃棄物 処理施設 の配置図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 特定工作物又は産業廃棄物処理施設の位置及び用途 	

1 1	特定工作物の平面図又は横断面図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 主要部分の材料の種別 (3) 寸法	
1 2	擁壁の断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込めコンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面及び地盤高 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 伸縮目地の位置及び構造 (10) 水抜孔の位置及び内径寸法	
1 3	道路計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 測点 (5) 距離 (6) 計画地盤高 (7) 勾配 (8) 幅員 (9) 道路側溝、集水ます等の道路構造物の位置及び種類	
1 4	道路横断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 路盤、基層及び表層の構成 (3) 横断勾配 (4) 道路側溝の位置、形状及び寸法 (5) 埋設管の位置、形状及び寸法	

15	道路計画 縦断面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以 上	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離 (4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画地盤高 (7) 勾配 (8) 基準線	
16	道路構造 物構造図	50分の1 以上	(1) 縮尺 (2) 寸法 (3) 道路側溝、集水ます等の道路構造物 の構造	
17	給水施設 計画平面 図	200分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 給水施設の位置、形状、内のり寸法 及び取水方法 (5) 消火栓の位置	
18	給水施設 構造図	50分の1 以上	(1) 縮尺 (2) 止水栓 (3) 仕切弁 (4) 排泥弁 (5) 本管接続部等の構造及び寸法 (6) 宅地等への給水引込管の構造及び 寸法	
19	給水施設 計画縦断 面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以	(1) 縮尺 (2) 距離 (3) 計画地盤高 (4) 管径 (5) 土被り	

		上	<ul style="list-style-type: none"> (6) 止水栓の種類 (7) 仕切弁の種類 (8) 排泥弁 (9) 位置及び高さ (10) 形状 	
2 0	公園等計画平面図	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 公園、緑地又は広場の位置、形状及び面積並びに出入口 (5) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板 (6) 可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等 (7) 雨水等を排出するための施設の位置及び形状 	
2 1	公園等施設構造図	50分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 寸法 (3) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板 (4) 可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等 (5) 雨水等を排出するための施設の構造 	
2 2	排水施設計画平面図	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 排水区域の境界、経路及び距離 (5) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向 	

			<ul style="list-style-type: none"> (6) 吐口の位置 (7) ます一覧 (8) 放流先の名称 (9) 雨水の浸透施設又は貯留施設の位置及び形状 	
2 3	排水施設 構造図	50分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水の流量計算 (3) 人孔、汚水ます、排水ます、本管接続部等の構造及び寸法 (4) 雨水の浸透施設又は貯留施設の構造、寸法及び容量計算 	
2 4	排水施設 計画縦断面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以 上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 測点 (3) 距離 (4) 計画地盤高 (5) 勾配 (6) 基準線 (7) 管径 (8) 土被り (9) 管底高 (10) 人孔の種類、位置及び高さ (11) 雨水の浸透施設又は貯留施設の形状 	
2 5	消防水利 施設計画 平面図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 消防水利施設の位置 	
2 6	消防水利 施設構造 図	50分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 消防水利施設の構造及び寸法 	

27	ごみ集積所計画平面図	50分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) ごみの集積所の寸法及び求積	
28	ごみ集積所計画断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 仕上げ (3) ブロック高等 (4) 扉の開口の高さ及び幅	
29	駐車場計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 駐車場の位置及び寸法	
30	駐車場構造図	50分の1以上	機械式駐車場の構造及び寸法	機械式駐車装置を計画した場合に添付すること。
31	駐車場の利用計画書			
32	緑化計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 緑化区域の位置 (5) 保護する既存樹木の位置、本数及び種類 (6) 植栽する樹木その他の植物の種類 (7) 植栽する樹木の本数	
33	緑化求積図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 緑化区域の面積	
34	防災備蓄倉庫計画	100分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺	

	平面図		(3) 防災備蓄倉庫の寸法及び求積	
35	防災備蓄倉庫計画断面図	100分の1以上	(1) 縮尺 (2) 天井の高さ	
36	集会施設計画平面図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 集会施設の寸法及び求積	
37	集会施設計画断面図	100分の1以上	(1) 縮尺 (2) 天井の高さ	
38	その他市長が必要と認めると認める図書			

注意

- 1 上記図書のうち、他の図書と併記して用いることができるものは、他の図書と併用することができる。
- 2 図面の大きさは、A3を標準とし、これによりがたい場合はA列サイズから選択する。
- 3 図面の正位は、図面は長辺を横方向に置いた位置を正位とする。ただし、高さの大きい構造物等を示す場合には正位を変えることができる。
- 4 図面の尺度は、別表第2に示すものを標準とし、これによりがたい場合は、1:Aにおいて、Aは 1×10^n 、 2×10^n 、 5×10^n を優先し、 1.5×10^n 、 2.5×10^n 、 3×10^n 、 4×10^n 、 6×10^n (nは整数)を次善とする。

別表第3 (第10条関係)

開発行為等協議書添付図書

項	添付図書	縮尺	明示すべき事項	備考
1	土地についての登記事項証明書又は			開発行為等協議書提出時6月以内のものであること。

	その写し			
2	土地の所有者の同意書			開発行為等を行う者と当該開発行為等を行う区域内の土地の所有者が異なる場合に添付すること。
3	位置図	2,000分の1以上の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界	
4	現況図	200分の1以上の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形 (4) 開発行為等を行う区域の境界 (5) 開発行為等を行う区域内及び開発行為等を行う区域の周辺の公共施設 (6) 切土又は盛土を行う部分の表土の状況 (7) 和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則第3条第1項第2号アからウまでに規定する要件のいずれかに該当する樹木 (8) 湧水の位置 (9) 既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状	
5	公図の写し	600分の1以上の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界	
6	求積図	200分の1以上の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の面積	

			<ul style="list-style-type: none"> (4) 道路の面積 (5) 公園、緑地又は広場の面積 (6) 建築物等の敷地の面積 	
7	土地利用 計画図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 公共施設の位置及び形状 (5) 消防水利施設 (6) 汚水排水施設 (7) 雨水の浸透施設又は貯留施設 (8) ごみの集積所 (9) 駐車場 (10) 交通安全施設 (11) 緑化区域 (12) 広報掲示板の位置及び形状 (13) 建築物等の敷地の形状 (14) 建築物等の位置及び用途 (15) 管理人室の位置 	
8	造成計画 平面図	200分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) がけ又は擁壁の位置 (6) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (7) ベンチマークの位置及び高さ (8) 計画地盤高 (9) 断面の位置及び符号 	
9	造成計画 断面図	横方向 100分の1 以上、縦	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (3) のり面勾配 	

		方向200分の1以上	(4) 擁壁等の工作物	
1 0	建築物の各階平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 各室の用途 (4) 寸法 (5) 専用面積	専用面積は、当該住戸の外壁及び界壁の中心線で囲われた部分（ベランダ、バルコニー等の部分を除く）で算出すること。
1 1	建築物の立面図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 軒の高さ (3) 建築物の高さ	2面以上明示すること。
1 2	建築物の断面図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 軒の高さ (3) 建築物の高さ	2面以上明示すること。
1 3	特定工作物又は産業廃棄物処理施設の配置図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 特定工作物又は産業廃棄物処理施設の位置及び用途	
1 4	特定工作物の平面図又は横断面図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 主要部分の材料の種別 (3) 寸法	
1 5	擁壁の断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込めコンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面及び	

			<p>地盤高</p> <p>(7) 基礎地盤の土質</p> <p>(8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法</p> <p>(9) 伸縮目地の位置及び構造</p> <p>(10) 水抜孔の位置及び内径寸法</p>	
1 6	道路計画 平面図	200分の1 以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 縮尺</p> <p>(3) 開発行為等を行う区域の境界</p> <p>(4) 測点</p> <p>(5) 距離</p> <p>(6) 計画地盤高</p> <p>(7) 勾配</p> <p>(8) 幅員</p> <p>(9) 道路側溝、集水ます等の道路構造物 の位置及び種類</p>	
1 7	道路横断 図	50分の1 以上	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 路盤、基層及び表層の構成</p> <p>(3) 横断勾配</p> <p>(4) 道路側溝の位置、形状及び寸法</p> <p>(5) 埋設管の位置、形状及び寸法</p>	
1 8	道路計画 縦断面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以 上	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 測点</p> <p>(3) 単距離</p> <p>(4) 追加距離</p> <p>(5) 地盤高</p> <p>(6) 計画地盤高</p> <p>(7) 勾配</p> <p>(8) 基準線</p>	
1 9	道路構造 物構造図	50分の1 以上	<p>(1) 縮尺</p> <p>(2) 寸法</p>	

			(3) 道路側溝、集水ます等の道路構造物の構造
2 0	給水施設 計画平面 図	200分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 (5) 消火栓の位置
2 1	給水施設 構造図	50分の1 以上	(1) 縮尺 (2) 止水栓、仕切弁、排泥弁、本管接続部等の構造及び寸法 (3) 宅地等への給水引込管の構造及び寸法
2 2	給水施設 計画縦断 面図	横方向 100分の1 以上、縦 方向200 分の1以 上	(1) 縮尺 (2) 距離 (3) 計画地盤高 (4) 管径 (5) 土被り (6) 止水栓の種類 (7) 仕切弁の種類 (8) 排泥弁 (9) 位置及び高さ (10) 形状
2 3	公園等計 画平面図	200分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 公園、緑地又は広場の位置、形状及び面積並びに出入口 (5) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板

			(6) 可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等 (7) 雨水等を排出するための施設の位置及び形状	
2 4	公園等施設構造図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 公園、緑地又は広場の名称を記した表示板 (3) 可動式の車止め、外灯、遊戯施設、さく等 (4) 雨水等を排出するための施設の構造	
2 5	排水施設計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 排水区域の境界 (5) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、経路、距離、勾配、水の流れの方向 (6) 吐口の位置 (7) ます一覧 (8) 放流先の名称 (9) 雨水の浸透施設又は貯留施設の位置及び形状	
2 6	排水施設構造図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水の流量計算 (3) 人孔、汚水ます、排水ます、本管接続部等の構造及び寸法 (4) 雨水の浸透施設又は貯留施設の構造、寸法及び容量計算	
2 7	排水施設	横方向	(1) 縮尺	

	計画縦断面図	100分の1以上、縦方向200分の1以上	(2) 測点 (3) 距離 (4) 計画地盤高 (5) 勾配 (6) 基準線 (7) 管径 (8) 土被り (9) 管底高 (10) 人孔の種類、位置及び高さ (11) 雨水の浸透施設又は貯留施設の形状	
2 8	消防水利施設計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 消防水利施設の位置	
2 9	消防水利施設構造図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 消防水利施設の構造及び寸法	
3 0	ごみ集積所計画平面図	50分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) ごみの集積所の寸法及び求積	
3 1	ごみ集積所計画断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 仕上げ (3) ブロック高等 (4) 扉の開口の高さ及び幅	
3 2	駐車場計画平面図	200分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 駐車場の位置及び寸法	
3 3	駐車場構造	50分の1	機械式駐車場の構造及び寸法	機械式駐車装置を計画

	造図	以上		した場合に添付すること。
3 4	駐車場の 利用計画 書			
3 5	緑化計画 平面図	200分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発行為等を行う区域の境界 (4) 緑化区域の位置 (5) 保護する既存樹木の位置、本数及び 種類 (6) 植栽する樹木その他の植物の種類 (7) 植栽する樹木の本数	
3 6	緑化求積 図	200分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 緑化区域の面積	
3 7	防災備蓄 倉庫計画 平面図	100分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 防災備蓄倉庫の寸法及び求積	
3 8	防災備蓄 倉庫計画 断面図	100分の1 以上	(1) 縮尺 (2) 天井の高さ	
3 9	集会施設 計画平面 図	100分の1 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 集会施設の寸法及び求積	
4 0	集会施設 計画断面 図	100分の1 以上	(1) 縮尺 (2) 天井の高さ	
4 1	その他市 長が必要			

と認める 図書		
------------	--	--

注意

- 1 上記図書のうち、他の図書と併記して用いることができるものは、他の図書と併用することができる。
- 2 図面の大きさは、A3を標準とし、これによりがたい場合はA列サイズから選択する。
- 3 図面の正位は、図面は長辺を横方向に置いた位置を正位とする。ただし、高さの大きい構造物等を示す場合には正位を変えることができる。
- 4 図面の尺度は、別表第3に示すものを標準とし、これによりがたい場合は、1:Aにおいて、Aは 1×10^n 、 2×10^n 、 5×10^n を優先し、 1.5×10^n 、 2.5×10^n 、 3×10^n 、 4×10^n 、 6×10^n （nは整数）を次善とする。

様式第1号(第3条関係)

地区まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

地区まちづくり協議会としての認定を受けたいので、和光市まちづくり条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

地区まちづくり協議会 の 名 称	
地 区 の 範 囲	
地 区 の 面 積	m ²
地 区 内 の 地 区 住 民 等 の 数	人
構 成 員 の 数	人
設 立 の 目 的	
活 動 の 予 定	

添付図書

- 1 団体の規約又はこれに類するもの
- 2 団体の代表者、役員及び構成員の名簿
- 3 地区の区域を示す図面
- 4 地区住民等のおおむね3分の1以上が構成員であることを証する書面
- 5 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第3条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

地区まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地区まちづくり協議会としての認定について、
次のとおり認定したので、和光市まちづくり条例第7条第3項の規定により通知します。

地区まちづくり協議 会 の 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日

様式第3号(第3条関係)

地区まちづくり協議会解散届出書

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

地区まちづくり協議会を解散したので、和光市まちづくり条例第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

地区まちづくり協議会 の 名 称	
解 散 年 月 日	年 月 日
解 散 の 理 由	

様式第4号(第3条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

地区まちづくり協議会認定取消通知書

地区まちづくり協議会としての認定を次のとおり取り消したので、和光市まちづくり
条例第7条第7項の規定により通知します。

地区まちづくり協議 会 の 名 称	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

様式第5号(第5条関係)

開発行為等計画書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等を行いたいので、和光市まちづくり条例第17条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市					
設 計 者	住所 氏名 電話番号					
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等の種別	1 開発行為等を行う区域の面積が500㎡以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築					
開発行為等の区域	面 積	㎡	区画数		最低敷地面積	㎡
建 築 物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸 数	住宅 戸(家族向け住戸 戸) 店舗 戸・事務所 戸 その他() 戸・計 戸				
	棟 数	棟	階 数	地上	階・地下	階
	高 さ	m		構 造	造	
	建築面積	㎡		延べ面積	㎡	
特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要					
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日					

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第6号(第6条関係)

開発行為等計画標識									
開発行為等の場所	和光市								
開発行為等の区域	面積	m ²	区画数		最低敷地面積		m ²		
建築物	主要用途	()							
	戸数	住宅 戸(家族向け住宅 戸) 店舗 戸・事務所 戸 その他() 戸・計 戸							
	棟数	棟	階数	地上	階・地下	階			
	高さ	m		構造	造				
	建築面積	m ²		延べ面積	m ²				
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日								
開発行為等を行う者	住所 氏名								
開発行為等を行う者の代理人	住所 氏名								
設計者	住所 氏名								
工事施行者	住所 氏名								
標識設置年月日	年 月 日								
この標識は、和光市まちづくり条例第18条第1項の規定により設置するものです。 この内容についてのお問い合わせは、次の連絡先をお願いします。									
連絡先 住所 氏名 電話番号									

100センチメートル以上

80センチメートル以上

注意

- 1 開発行為等を行う者、開発行為等を行う者の代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 特定工作物の建設又は産業廃棄物処理施設の設置を行う場合にあっては、その概要を追加してください。
- 3 材料は、木板又は金属板としてください。

様式第7号(第6条関係)

開発行為等計画標識設置届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等の内容を明示した標識を設置したので、和光市まちづくり条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等の場所	和光市
標識設置年月日	年 月 日
標識に記載した連絡先	住所 氏名 電話番号

注意

- 1 開発行為等を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 標識に記載した内容を示した書面
 - (2) 標識を設置した場所を示した図面
 - (3) 標識を設置した写真

様式第8号(第7条関係)

近隣住民等説明結果報告書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

近隣住民等に対する説明の結果について、和光市まちづくり条例第19条第3項・第25条第4項の規定により、次のとおり報告します。

開発行為等の場所	和光市		
説明会開催日時			
説明会開催場所	和光市	出席者数	人
説明者	住所 氏名 電話番号		
説明に使用した資料(1~3は必須)	1 条例第19条から第21条までの規定について説明した書面 2 開発行為等の概要を示した書面 3 土地利用計画図 4 建築物の各階平面図 5 建築物の立面図 6 日影図 7 造成計画平面図 8 造成計画断面図 9 その他()		
説明結果の要旨	近隣住民等の意見・要望等		
	近隣住民等の意見・要望等に対する回答		
説明状況等	別紙近隣住民等説明状況一覧表のとおり		

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は説明者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 3 この報告書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 説明会、訪問等により近隣住民等に配付した資料
 - (2) 説明会の状況の要旨を記録した書面

様式第9号(第8条関係)

開発行為等事前(小規模開発行為等)協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等について事前協議(小規模開発行為等について協議)したいので、和光市まちづくり条例第20条第1項(条例第48条の3第1項)の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市					
設計者	住所 氏名 電話番号					
工事施行者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等(小規模開発行為等)の種類別	1 開発行為等を行う区域の面積が500㎡以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築 4 開発行為等を行う区域の面積が300㎡以上500㎡未満のもの(2及び3に該当するものを除く。) 5 道路の位置の指定を受けて行うもの					
開発行為等(小規模開発行為等)の区域	面積	㎡	区画数		最低敷地面積	㎡
	区域区分	1 市街化区域		2 市街化調整区域		
	用途地域			防火地域	1 有	2 無
	高度地区の高さの最高限度	1 25m	2 35m	3 無		
	その他の法令等に基づく地域等					
建築物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸数	住宅	戸(家族向け住戸		戸)	
		店舗	戸・事務所		戸	
		その他()	戸・計 戸			
	棟数	棟	階数	地上	階・地下	階
高さ	m	構造	造	建築面積	㎡	
延べ面積	㎡	建ぺい率	%	容積率	%	

特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要					
法令等に基づき必要な許可申請等	1 開発行為の許可 2 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 3 建築物の建築等に関する確認(工作物への準用を含む。) 4 産業廃棄物処理施設の設置の許可 5 その他()					
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日					
道路	道路後退部分	面積	m ²	新設部分	面積	m ²
給水施設	供給水管	口径	mm	受水槽	容積	m ³
	計画使用水量	m ³ /日				
公園、緑地又は広場	種類	番号	面積	番号	面積	計
	公園		m ²		m ²	m ²
	緑地		m ²		m ²	m ²
	広場		m ²		m ²	m ²
	合計					m ²
下水道	汚水	口径	mm	放流先		
	雨水	浸透トレンチの長さ	m	放流先		
	容量	m ³				
消防水利施設	防火水槽	m ³	基	消火栓	基	
ごみ集積所	設置面積	m ²				
	扉の開口	幅	m・高さ			
駐車場	自動車	台	自動二輪車	台	自転車	台
交通安全施設	道路反射鏡	基・街路灯				基
	その他()					
自然環境への配慮等						
緑化区域	地面	樹木	m ² =A			
		芝その他の地被植物				
		駐車場以外	m ² (×0.9=	m ² =B)		
	駐車場	m ² (×0.5=	m ² =C)			
屋上	m ² (×0.7=				m ² =D)	
計	m ² (A+B+C+D=					m ²)
電波障害対策	1 有 2 無					
防災備蓄倉庫	設置面積	m ²	天井の高さ	m		
集会施設	床面積	m ²				
広報掲示板	1 有 2 無					
現場管理等						

注意

- 1 小規模開発行為等については、特定工作物又は産業廃棄物処理施設、公園、緑地又は広場、消防水利施設、駐車場、交通安全施設、緑化区域、電波障害対策、防災備蓄倉庫、集会施設、広報掲示板の欄の記載は不要です。
- 2 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第10号(第9条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

指導書

年 月 日付けで開発行為等事前協議書の提出のあった開発行為等について、
和光市まちづくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり指導します。

開発行為等の場所	和光市
指導事項	指導内容

様式第11号(第10条関係)

開発行為等協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等について協議したいので、和光市まちづくり条例第23条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市					
設 計 者	住所 氏名 電話番号					
工 事 施 行 者	住所 氏名 電話番号					
開発行為等の種別	1 開発行為等を行う区域の面積が500m ² 以上のもの 2 中高層建築物の建築 3 戸数が15以上の建築物の建築					
開発行為等の区域	面 積	m ²	区画数		最低敷地面積	m ²
開発行為等事前協議書から変更した内容						
建 築 物	主要用途	(1 賃貸借 2 分譲)				
	戸 数	住宅 戸(家族向け住戸 戸) 店舗 戸・事務所 戸 その他() 戸・計 戸				
	棟 数	棟	階 数	地上	階・地下	階
	高 さ	m	構 造	造	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²	建ぺい率	%	容 積 率	%

特定工作物又は産業廃棄物処理施設	概要						
法令等に基づき必要な許可申請等	1 開発行為の許可 2 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 3 建築物の建築等に関する確認(工作物への準用を含む。) 4 産業廃棄物処理施設の設置の許可 5 その他()						
予定工事期間	年 月 日～			年 月 日			
道路	道路後退部分	面積	m ²	新設部分	面積	m ²	
給水施設	供給水管	口径	mm	受水槽	容積	m ³	
	計画使用水量	m ³ /日					
公園、緑地又は広場	種類	番号	面積	番号	面積	計	
	公園		m ²		m ²	m ²	
	緑地		m ²		m ²	m ²	
	広場		m ²		m ²	m ²	
	合計						m ²
下水道	汚水	口径	mm		放流先		
	雨水	浸透トレンチの長さ	m		放流先		
	容量	m ³					
消防水利施設	防火水槽	m ³		基	消火栓	基	
ごみ集積所	設置面積	m ²					
	扉の開口	幅	m・高さ				m
駐車場	自動車	台	自動二輪車	台	自転車	台	
交通安全施設	道路反射鏡	基・街路灯		基			
	その他()						
自然環境への配慮等							
緑化区域	地面	樹木	m ² =A				
		芝その他の地被植物					
		駐車場以外	m ² (×0.9=	m ² =B)			
	駐車場	m ² (×0.5=	m ² =C)				
屋上	m ² (×0.7=					m ² =D)	
計	m ² (A+B+C+D=						m ²)
電波障害対策	1 有 2 無						
防災備蓄倉庫	設置面積	m ²		天井の高さ	m		
集会施設	床面積	m ²					
広報掲示板	1 有 2 無						
現場管理等							

注意

- 1 開発行為等を行う者、代理人又は工事施行者が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第12号(第10条関係)

指導書に対する見解書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で交付を受けた指導書に対する見解について、和光市まちづくり条例第23条の規定により、次のとおり提出します。

開発行為等の場所	和光市
指導事項	指導内容に対する見解

注意 開発行為等を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第13号(第11条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)の内容を変更したいので、和光市まちづくり条例第25条第1項(条例第48条の5)の規定により、その承認を求めます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号	
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市	
変更の内容	変更後	変更前
変更の理由		

注意 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第14号(第11条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)変更承認通知書

年 月 日付けで開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書の提出のあった
開発行為等(小規模開発行為等)の内容の変更について、次のとおり承認したので通知し
ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付) 年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場 所	和光市
承認年月日	年 月 日

様式第15号(第11条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)変更不承認通知書

年 月 日付けで開発行為等(小規模開発行為等)変更協議書の提出のあった
開発行為等(小規模開発行為等)の内容の変更について、次のとおり承認しないので通知
します。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場 所	和光市
承認しない理由	

様式第16号(第12条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)工事着手届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)に係る工事に着手したので、和光市まちづくり条例第27条(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
工事の着手年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
工事監理者	住所 氏名 電話番号

注意 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第17号(第13条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)工事完了届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)に係る工事が完了したので、和光市まちづくり条例第29条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
工事の完了年月日	年 月 日

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、竣工図を添付してください。

様式第18号(第13条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)検査済証

和光市まちづくり条例第29条第2項(同条第4項及び第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により工事完了検査を行った結果、開発行為等に関する協定書(小規模開発行為等の合意書)の内容に適合していると認めます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
開発行為等(小規模開発行為等)を行う者	住所 氏名
工事完了検査実施年月日	年 月 日
検査済証番号	第 号

様式第19号(第13条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)工事完了検査結果是正通知書

和光市まちづくり条例第29条第2項(同条第4項及び第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により工事完了検査を行った結果、開発行為等に関する協定書(小規模開発行為等の合意書)の内容に適合していないと認めるので、次のとおり是正するよう通知します。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
工事完了検査実施年月日	年 月 日
適合していない事項及び内容	
是正内容	
是正完了期限	年 月 日

様式第20号(第13条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)是正工事完了届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

是正の工事が完了したので、和光市まちづくり条例第29条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定締結(小規模開発行為等に関する合意書交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
是正工事の完了年月日	年 月 日
是正工事の内容	

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 竣工図
 - (2) 是正したことを証する写真

様式第21号(第14条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)廃止届出書

年 月 日

和光市長 様

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)を廃止したので、和光市まちづくり条例第31条第1項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
廃止の理由	
現場の状況	

注意

- 1 開発行為等(小規模開発行為等)を行う者又は代理人が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第22号(第15条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継届出書

年 月 日

和光市長 様

承継人 住所

氏名

電話番号

担当者： (連絡先)

開発行為等(小規模開発行為等)を行う者について一般承継があったので、和光市まちづくり条例第32条第2項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
被承継人	住所 氏名
権原取得年月日	年 月 日
承継の理由	

注意

- 承継人又は被承継人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第23号(第15条関係)

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認申請書

年 月 日

和光市長 様

承継人 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

和光市まちづくり条例第32条第3項(条例第48条の6の規定により準用する場合を含む。)の規定により、開発行為等(小規模開発行為等)を行う者の地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

開発行為等に関する協定の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付)状況	1 締結(年 月 日 第 号) 2 未締結
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
被 承 継 人	住所 氏名 電話番号
権原取得年月日	年 月 日
承 継 の 理 由	

注意

- 1 承継人又は被承継人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 3 この申請書には、権限を取得したことを証する書面を添付してください。

様式第24号(第15条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった地位の承継の承認について、次のとおり承認したので通知します。

開発行為等に関する協定を締結している場合の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付を受けている場合の交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
承認年月日	年 月 日

様式第25号(第15条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

開発行為等(小規模開発行為等)地位承継不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった地位の承継の承認について、次のとおり承認しないので通知します。

開発行為等に関する協定を締結している場合の締結(小規模開発行為等に関する合意書の交付を受けている場合の交付)年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為等(小規模開発行為等)の場所	和光市
承認しない理由	

様式第26号(第27条関係)

あっせん申出書

年 月 日

和光市長 様

申出者 住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

紛争の調整を求めたいので、和光市まちづくり条例第53条第2項の規定により、次のとおりあっせんに申し出ます。

開発行為等の場所	和光市
あっせんに求める相手方	住所 氏名
あっせんに求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考となる事項	

注意 申出者又はあっせんに求める相手方が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第27号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん決定通知書

年 月 日付けで申出のあったあっせんについて、和光市まちづくり条例第5
3条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	あっせんを行う・あっせんを行わない
開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名

あっせんを行うと決定した場合

あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
あっせんを行う場所	

あっせんを行わないと決定した場合

あっせんを行わない こととする理由	
----------------------	--

様式第28号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん実施通知書

年 月 日付で から申出のあったあっせんについて、和光市まちづくり条例第53条第1項の規定に基づき、次のとおりあっせんを行うことと決定したので、出席されるよう通知します。

開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名
あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
あっせんを行う場所	

様式第29号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

あっせん打切通知書

年 月 日付け第 号で行うことと決定したあっせんについて、和光市まちづくり条例第53条第5項の規定により、次のとおりあっせんを打ち切ったので通知します。

開発行為等の場所	和光市
あっせんの相手方	住所 氏名
あっせんの打切りの理由	

様式第30号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停移行勧告書

年 月 日付け第 号であっせんを打ち切った紛争について、和光市まちづくり条例第54条第1項の規定により、次のとおり調停に移行するよう勧告します。

つきましては、調停移行勧告回答書により 年 月 日までに回答してください。

開発行為等の場所	和光市
調停を求める相手方	住所 氏名

様式第31号(第28条関係)

調停移行勧告回答書

年 月 日

和光市長 様

住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で勧告のあった調停への移行について、和光市まちづくり条例第54条第2項の規定により、次のとおり回答します。

調 停 移 行 の 諾 否	1 受諾する	2 受諾しない
受託しない場合は、その理由		

注意

- 1 法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第32号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停決定通知書

年 月 日付け第 号で移行するよう勧告した調停について、和光市まちづくり条例第54条第3項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	調停を行う ・ 調停を行わない
開発行為等の場所	和光市
調停の相手方	住所 氏名

調停を行うと決定した場合

調停を行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
調停を行う場所	

調停を行わないと決定した場合

調停を行わないこととする理由	
----------------	--

様式第33号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停案受諾勧告書

和光市まちづくり条例第54条第5項の規定により、次の調停案を受諾するよう勧告します。

つきましては、調停案受諾勧告回答書により 年 月 日までに回答してください。

開発行為等の場所	和光市
調 停 案	

様式第34号(第28条関係)

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

和光市長 様

住所
氏名
電話番号
担当者： (連絡先)

年 月 日付け第 号で勧告のあった調停案の受諾について、和光市まちづくり条例第54条第6項の規定により、次のとおり回答します。

調 停 案 の 諾 否	1 受諾する	2 受諾しない
受諾しない場合は、その理由		

注意

- 1 法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第35号(第28条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

調停打切通知書

年 月 日付け第 号で行うことと決定した調停について、次のとおり調停を打ち切ったので、和光市まちづくり条例第54条第10項の規定により通知します。

開発行為等の場所	和光市
調停の相手方	住所 氏名
調停の打ち切りの理由	

様式第36号(第29条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

工事着手延期等要請書

工事の着手の延期等について、和光市まちづくり条例第56条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 事 項	工事の着手の延期・工事の停止
開発行為等の場所	和光市
要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日
要請の内容及び理由	

様式第37号（第30条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
	和光市長	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第3条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第10条関係)
様式第12号 (第10条関係)
様式第13号 (第11条関係)
様式第14号 (第11条関係)
様式第15号 (第11条関係)
様式第16号 (第12条関係)
様式第17号 (第13条関係)
様式第18号 (第13条関係)
様式第19号 (第13条関係)
様式第20号 (第13条関係)
様式第21号 (第14条関係)
様式第22号 (第15条関係)
様式第23号 (第15条関係)
様式第24号 (第15条関係)
様式第25号 (第15条関係)
様式第26号 (第27条関係)
様式第27号 (第27条関係)
様式第28号 (第27条関係)
様式第29号 (第27条関係)
様式第30号 (第28条関係)

様式第31号 (第28条関係)

様式第32号 (第28条関係)

様式第33号 (第28条関係)

様式第34号 (第28条関係)

様式第35号 (第28条関係)

様式第36号 (第29条関係)

様式第37号 (第30条関係)